

みまさか暮らし質改善プラン

美作市に住んでみたい、住み続けてみたいと思っていただけるよう
施行した市独自の事業一覧です。

関係部署連絡先（市外局番：0868）

福祉政策課	☎ 75-3913
健康政策課	☎ 75-3912
子ども政策課	☎ 75-3911
建設課	☎ 72-0924
都市住宅課	☎ 72-6697
くらし安全課	☎ 72-5202
企画情報課	☎ 72-6631
営業課	☎ 75-3085
危機管理室	☎ 72-0931



美作市HP
「みまさか暮らしの質改善プラン」特設サイト

福祉政策

健康管理支援

・特定疾患療養附帯交通費の助成

指定難病、小児慢性特定疾患、人工透析が必要な方へ、通院交通費の一部を給付します。

・心身障害者医療費給付制度

重度心身障害者(児)の医療費を助成する制度です。令和3年11月診療分から受給資格者に重度精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療費受給者証(精神通院)のいずれも所持する方)を追加しました。

【福祉政策課】

・若年者あんしん在宅療養支援

若年層において、若年がん患者のほか特定疾病の方が住み慣れた在宅での生活を送れるよう支援し患者及び家族の負担軽減を図る事を目的として、在宅介護サービスの利用に対し給付を行います。

・がん患者医療用補正具(アピアランス)助成

がん治療に伴う外見の変化によって悩みを抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグ・補整具等(補整パット、補整下着、専用入浴着、弾性着衣及びエビテーゼ)の購入に係る経費の一部を助成します。助成は、経費の1/2に相当する額とし、医療用ウィッグ上限5万円、補整具等上限10万円です。

【健康政策課】

高齢者等向け支援

・タクシー利用補助

運転免許証を保有していない高齢者、障がい者等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。

【くらし安全課】

・老人日常生活用具給付

多くの方に利用していただけるよう、所得制限を廃止しました。また、給付の利便性を図るため、購入業者を指定特定福祉用具販売事業所に拡大しました。

【健康政策課】

・権利擁護センター

高齢者、障がい者および児童の虐待防止、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援、青年後見人制度の利用など市民の皆さんの権利擁護支援を行います。

【福祉政策課】

移住定住支援

・みまさか移住定住住宅補助 (詳細は別紙)

市内に住宅を新築、中古住宅取得・改修を行った場合助成をします。



・空き家家財道具撤去補助

空き家バンク制度に登録している物件について、売買契約又は賃貸借契約が成立した物件所有者が家財道具を片付ける際の費用を補助します(経費の1/2:上限10万円)

【企画情報課】

・定住促進住宅

低廉な賃貸住宅を入居条件を緩和して提供します。

【都市住宅課】

地域・まちづくり政策

地域活動支援

・地域おこし協力隊

一定期間、地域に移住し地域ブランドや活動の支援を行いながら定住・定着を図る取り組みです。特定の地域だけでなく、各種団体への配置も行います。

【企画情報課】

・市民活動団体等支援補助金

市民活動団体等が自主的に実施する地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動に対して補助します。

【市民課】

・公民館事業の活性化

公民館が実施する講座や貸館により、市民の学びをサポートします。

・市民向け文化芸術鑑賞事業

文化芸術振興を目的に、文化芸術鑑賞事業を実施します。

【社会教育課】

公共施設管理

・市道区画線等整備(真白い白線事業)

安全で円滑な交通環境を確保するため、区画線を計画的に整備します。

・市道維持管理

安全で快適な交通環境を確保するため、市道の修繕整備に取り組みます。

・市道認定

公共性の高い道路を市道認定し、住みよいまちづくりを推進するため、市道認定の基準を緩和しました。

【建設課】

・トイレ新洋式化推進

快適な環境整備のため、公共施設などのトイレを温水洗浄便座機能等がついた洋式水洗トイレに順次改修します。

【各施設管理担当課】

安心・安全

・緊急・行政情報配信

個人の携帯端末にメールやアプリで緊急・行政情報を発信します。

【企画情報課・危機管理室】



・建築物耐震診断補助

地震に強い建物の推進のため、古い基準で建てられた建築物の耐震診断費用の一部を補助します。

・木造住宅耐震改修補助

地震に強い建物の推進のため、耐震診断により、耐震が必要と判断された建築物の多耐震改修工事費用の一部を補助します。

・老朽危険空家除去補助

空家の不良度を判定し、基準以上であれば、除去費用の1/2(上限300万円)、基準未満であれば1/2(上限50万円)、応急措置費の1/2(上限10万円)を助成します。

・ブロック塀等撤去補助

地震発生時の避難経路の安全を確保するため、主要な道などに面した危険なブロック塀の撤去費用の一部を補助します。

【都市住宅課】

美作市で暮らしを始めませんか

みまさか移住定住住宅補助金

お問い合わせ先(担当課)

岡山県美作市
企画振興部企画情報課
☎ 0868-72-6631
〒707-8501
岡山県美作市栄町38-2

美作市内に住宅を新築もしくは中古物件を購入等をした方に補助金を交付します。
自己資金で住宅を建築、購入した方が対象です。
詳しくは担当課までお問い合わせください。

摘要 □上限30万円、◎上限10万円、○1人5万円、△上限3万円

対象者	補助金等の種類		対象案件	補助率・補助金額 (A)	加 算 (B)					対象要件
					リフォーム	市 内 事業者	児 童 生徒	光ケー ブル	宅 地 購 入	
住宅を新築・購入・リフォームした者	A	新築住宅補助金	新築住宅 (建築・購入)	建築・購入費の1/10 (上限40万円)	—	◎	○	△	◎	- 申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること - 自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること - DとEについては、同一の住宅についてどちらか一方に限る - 申請期限：住宅の取得日から1年以内
	B	中古住宅補助金	中古住宅購入	購入費の1/10 (上限30万円)	□	◎	○	△	◎	
	C	ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の空き家を継承し改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)	—	◎	○	△	—	
空き家所有者	D	ふるさと我が家リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を貸して改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)	—	◎	—	△	—	
空き家を賃借する者	E	ふるさと賃貸リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を借りて改修	リフォーム費の1/2 (上限30万円)		◎	○	△	—	

※(A)+(B)が補助金額となります。

